

平成22年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年6月7日(月)

議事日程(第4号)

平成22年6月7日午前10時開議

日程第1 議案質疑 報告第2号ないし議案第38号

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 報告第2号ないし議案第38号(討論・採決)

出席議員

議長	黒沢義久君	副議長	茅根猛君
1番	木村郁郎君	2番	深谷涉君
3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	12番	菊池伸也君
13番	関英喜君	14番	片野宗隆君
15番	平山伝君	16番	山口恒男君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
20番	小林英機君	21番	沢畠亮君
23番	梶山昭一君	24番	高木将君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

欠席議員

10番	高星勝幸君	22番	立原正一君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	中原一博君	総務部長	大森茂樹君
市民生活部長	豊田紀雄君	保健福祉部長	安田隆君
産業部長	江幡治君	建設部長	菊池拓夫君
会計管理者	岡部芳雄君	水道部長	大和田猛君
消防長	菊池勝美君	教育次長	川上明文君
秘書課長	宇野智明君	総務課長	山崎修一君

監 査 委 員 中 村 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 時野谷 彰 副参事兼総務係長 吉 成 賢 一  
主査兼議事係長 関 勝 則

午前 10 時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 24 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。10 番高星勝幸君、22 番立原正一君、以上 2 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第 1 議案質疑

議長（黒沢義久君） 日程第 1，議案質疑を行います。

報告第 2 号から議案第 38 号まで、以上 10 件を一括議題とし、通告順に発言を許します。

26 番宇野隆子君の発言を許します。

〔 26 番 宇野隆子君登壇 〕

26 番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第 4 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第 37 号消防ポンプ自動車購入契約について、この 3 点について質疑を行います。

まず、報告第 2 号市税条例の一部を改正する条例についてですけれども、今回の改正は、民主党を中心とした政権にかわって初めての税制改正になると思います。どのように地方税財政の関連法を改正するのか注目されていたと思います。

この中で、子ども手当支給によるもの、それに関連してはページ 12 の 18 条 3 の 2，個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、また、その他にページ 14，個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、その他にページ 23 の 72 条のたばこ税率の改正とか生命保険料控除の改正とかありますけれども、私はこの中で、24 ページ 1 件についてお伺いをいたしたいと思います。

貸借対照表のページ 24 ですけれども、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についてです。新しく平成 24 年から 26 年までの間に届けられた非課税口座内の少額

上場株式等の配当所得，譲渡所得に対する非課税措置の創設に伴う条文の追加だというようなことで議案の説明がありました，今回新しく創設された背景について，どのようなご見解をお持ちなのかお伺いをいたしたいと思います。

次に，国保関係です。国民健康保険税条例の一部改正の中には，低所得者への軽減策等々評価すべき点がありますけれども，ページ39の新旧対照表の中で伺いたいと思いますが，第2条の2項基礎課税額，これが現行47万円から50万円に改正と，また，第2条3項の後期高齢者支援金等課税額ですけれども，これが12万円から13万円とするということで，それぞれ課税額が引き上げられますが，介護納付金課税額については現行どおり10万円ということになりました。

この47万円から50万円の引き上げの間の対象者世帯数ですけれども，50万円を超過する世帯，それから，47万円から57万円の間世帯数，これを平成21年度課税額であれば算出できると思いますのでお伺いをいたしたいと思います。後期高齢者支援金等課税額についても同じです。12万円から13万円ということになりまして，この対象世帯数です。12万円から13万円世帯で何世帯あるのかと，そして13万円を超過する世帯が何世帯か，また，12万円から13万円の間世帯数が何世帯あるのかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは，義務繰り入れになっています軽減策ですけれども，44ページになるとと思いますが，44ページから47ページにかけて，これまで6割減，4割減の二通りがありましたけれども，今回の改正で7割，5割，そして新しく2割と，こういう軽減策がとられることになりました。これについては賛成しますけれども，この内訳について，それぞれ7割，5割，2割世帯に当たる対象者数ですが，これも平成21年度の課税額から算出して世帯数をお伺いいたします。

議案に移ります。議案第37号消防ポンプ自動車購入契約についてです。

83ページになりますけれども，契約金額が消費税込みで2,551万5,000円ということで，今度新しく株式会社モリタと契約をされましたが，この中で入札の状況を見ますと，これは一般競争入札ということになっておりまして，4社入札に参加されております。1つはジーエムいちほら工業，ここが2,700万円，そして日本機械工業株式会社，これが4,260万円，長野ポンプ株式会社が4,350万円，そして株式会社モリタが2,430万円と。

予定価格ですけれども，大体1台当たり1,335万円ほど税抜きで見込んでおりまして，4,004万円の予定価格が設定されておりまして，決定金額が2,430万円と。これは落札率で見ますと60.7%で，他の事業所の入札額の落札率ですけれども，昨年2台購入したときに，落札いたしましたジーエムいちほら工業が67.4%，日本機械工業株式会社が，これは予定価格を超えて106.4%と，長野ポンプ株式会社も予定額を超えて101.1%と，4社のうち2社が60%台，残る2社は予定価格を超えているというような落札状況です。

今回，税抜きで計算しますと，契約金額が2,430万円ですから3台で1台当たり810万円と，こういう計算になりまして，大体相場として1台予定価格は1,335万円ほど設定しておりまして，その1台当たりについて525万円という差が出てきているわけなんですけれども，こういう傾向が，今ずっと低価格で出ておりますが，前回2台購入したとき落札したのがジーエム

いちほら工業で、1台当たりが大体1,100万円ぐらいになったかと思うんです。

この落札額ですけれども、1台約810万円、この落札額が、前回出された落札額に比較しますと相当低い額になっているんですが、この消防ポンプ車、特殊な車になるわけですけれども、これが相場としてはどのぐらいなのか、これまでの入札額が非常に高かったのか、今回の入札額が大体妥当なのか、その辺をどのようにお考えになっているのか伺いたと思います、傾向をです。

それと、それにあわせてメンテナンスの件ですけれども、これについてもどのようにされているのか、状況を伺いたと思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

総務部長（大森茂樹君） 総務部関連の2件のご質問にお答えいたします。

まず、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）の中で、非課税口座内上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についてのご質問にお答えいたします。

本特例につきましては、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る所得税、住民税、合計20%の変則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置が創設されたものでございます。

非課税措置対象となりますのは、平成24年から平成26年までの各年において、一人につき1年1口座に限り、金融商品取引業者の営業所に開設した非課税口座取得対価100万円まで、3年合計300万円までの上場株式に係るその配当及び譲渡等に係る所得については、非課税口座を開設した年を含め10年間に限り個人住民税を課さないこととしたものであります。

次に、議案第37号消防ポンプ自動車購入契約についてのご質問にお答えいたします。落札契約につきましては、一般競争入札を実施したということで競争性が増したこと、また、各々の会社がさまざまな要因により激しい競争がなされた結果であると考えております。

落札しました株式会社モリタは、はしご車、消防ポンプ車といった各種消防車両及び特殊車両の製造販売を主な事業としている会社でありまして、国内有数の消防関係車両のメーカーです。最近では、つくば市などへの消防ポンプ自動車の納入実績もありまして、メンテナンスの体制も確立されておりますことから、車両の品質及び安全性や緊急時の対応についても信頼できるものと考えております。

なお、車両価格について適正な価格になるかというご質問でございますが、これにつきましては今回予算化した金額は、いろいろな見積もりをもとに設定されておりますので、その金額が通常価格であると考えて予算化いたしました。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正）の質疑にお答えをいたします。

まず、第2条第2項及び第3項における国保税の課税限度額の引き上げの改正に伴う該当者数についてであります。平成21年度課税データに基づき算出した結果によりお答えをいたしますと、基礎課税分の課税限度額47万円から50万円に引き上げることにより、該当となる世帯数は155世帯でございます。内訳を申し上げますと、限度額50万円を超える世帯が132世帯、課税限度額が47万円から50万円の間にある世帯が23世帯でございます。また、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を12万円から13万円に引き上げることにより該当となる世帯は157世帯でございます。内訳としまして限度額13万円を超える世帯が122世帯、課税額が12万円から13万円の間にある世帯が35世帯でございます。

次に、第23条における国保税の減額に伴い該当する世帯数についてでございますが、改正後の7割軽減の対象世帯は、改正前の6割軽減の対象世帯と同じ2,180世帯で、5割軽減の対象世帯は改正前の4割軽減の対象世帯と同じ534世帯でございます。

さらに、新たに軽減対象となる2割軽減の世帯数は1,023世帯で、合わせて3,737世帯でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 地方税法の報告第2号ですけれども、この中の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る住民税の所得計算の特例という中で、今個人の少額の株式投資を増やすという部分で非課税になるということ、これは、投資をするという方は少なくともお金に余裕がなければできないわけです。必ずしももうかるとは限らないとも思いますけれども。ですから、そういう部分では、これまでも上場株式の中で優遇税制を行っておりますけれども、こういう非課税口座、1人当たり300万円までですか、3年間で。こういうものが本当に経済の活性化になるのかどうかということについては、今説明を受けて疑問に感じました。

報告第4号の国保ですけれども、これについては、今、大変こういう仕事不安定な中、なかなか収入も伸びないという中では、このように低中所得者に対する軽減策が拡充されたということとは、これは非常に評価すべきことだと思います。

この限度額の関係で、基礎分47万円から50万円の間と、50万円を超過する世帯というのは、上がってもこれは同じですから、問題はやはり47万円から50万円の間の新たに課税増になる方ですけれども、23世帯という説明がありまして、そうすると、これは165世帯の対象の中の14.8%を占めるということになります。

後期高齢者の支援金分ですけれども、これについても13万円を超える世帯については、現行が改正になっても変わりはありませんが、12万円から13万円の間の世帯、これが35世帯というご答弁がありまして、これについては、後期高齢者支援金分の12万円から13万円に引き上げられる対象となる35世帯というのは22.3%、2割以上超えるわけです。

ですから、社会保障でもありますし、国保に加入している方というのは事業主の農家、年金で

生活されている方など、いわゆる低所得者といわれているそうですけれども、そういう中でこのような大きな引き上げ、これは問題があるのではないかなと思いますが、この辺で今回の国民健康保険税に対する基礎課税額、それから、後期高齢者支援金等の課税額についてどのような見方をしておられるのか、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

これで私の議案質疑は終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で、課税限度額の引き上げに関する2回目のご質疑にお答えを申し上げます。

今回の改正でございますが、あくまでも国の基準どおりの改正ということで、これは軽減内容も含めて改正するものであり、課税限度額につきましては一定の所得を超えた方々からご負担をいただくものであり、制度上のものでございます。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

報告第2号、報告第4号、以上2件について、討論の通告がありますので、これを許します。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第2号市税条例の一部を改正する条例、報告第4号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件について、いずれも専決処分の承認を求めることについてですが、反対の立場から討論を行います。

報告第2号についてです。地方税法では、もともと民主党のマニフェストになかった個人住民税の年少扶養控除33万円、それから特定扶養控除上乗せ分12万円、この廃止、縮減を行って、過去最大規模の増税をもたらしました。子ども手当の月額2万6,000円の支給の保障がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされました。その上、その影響を是正する具体的な措置はいまだに示されておりません。また、期限つきで税負担の軽減を定めた特例措置の見直しでは、大企業優遇の政策誘導を拡充、恒久化し、証券優遇税制を継続する内容となっております。これらは認められません。

子ども手当、高校授業料の無償化の財源として、住民税の年少扶養控除の廃止、高校在学の年齢に相当する特定控除の上乗せ分も廃止し、これによる個人住民税は4,569億円の大増税になるといいます。扶養控除廃止によって生じる諸制度への影響、雪だるま式の値上げも問題です。

市条例第16条4についても、2012年1月1日から新たに年間100万円以下の上場株式等への投資については、非課税口座を設けた場合、その口座内の配当、譲渡所得について、個人住民税が非課税となります。この優遇措置も3年間の時限措置です。最大300万円までの投資に対する優遇措置となり、お金のある人、投資ができる人へのこれらの優遇措置は認められません。

報告第4号についてです。今回の改正は国保税が高過ぎると、払い切れない国保税、この引き下げを求める国民の大きな運動が反映したものと思います。先ほど議案質疑でも述べましたが、とも評価されるべき点があります。1点目は国保税の応益割額の減免措置で、低所得者、中所得者の税負担の軽減が図られ、7割、5割、2割の軽減を行うことができるようになったことです。2点目として、非自発的失業者への負担軽減措置が、おおむね2年間に限り国保税の算定額を前年の給与所得の100分の30とすることになりました。これらの点については賛成できますが、国保税の課税限度額の引き上げによって、介護納付金課税額の課税限度額は現行の10万円が据え置きとなりましたけれども、国保税の課税額のうち基礎課税額の課税限度額、現行47万円から年間50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行12万円から年間13万円に引き上げられ、合わせて4万円の引き上げとなります。これについては認められません。

以上、2件について反対の理由を述べまして討論といたします。

議長（黒沢義久君） 以上で討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、報告第2号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、報告第4号については、原案承認することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度常陸太田市一般会計補正予算

(第8号))については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(黒沢義久君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、原案承認することに決しました。

議長(黒沢義久君) 次に、報告第6号から報告第8号までの3件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議長(黒沢義久君) 次、議案第36号から議案第38号まで、以上3件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

議長(黒沢義久君) 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月11日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時34分散会